江戸川区認証保育所保育料負担軽減補助金のお知らせ

江戸川区では認証保育所を利用されている世帯に保育料の負担を軽減するための補助を実施しています。

１　補助要件

次の全ての要件に該当する方が補助対象となります。

（１）月の初日を基準日として、保護者、児童ともに江戸川区に住民登録をしていること。

（２）認証保育所と月48時間以上の月極契約をし、対象月初日に認証保育所に在園していること。また、保育料を滞納していないこと。

※この補助制度は認証保育所の取り扱いの状況等により、補助内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

２　補助金額

【保育の必要性の認定がある０歳から２歳の児童】

対象月初日に「教育・保育支給認定２・３号（※１）」または「施設等利用給付_新３号認定（※２）」を受けていること。

クラス年齢	区市町村民税課税状況	負担軽減補助金月額上限 ※３	幼児教育・保育無償化	幼児教育･保育無償化制度と併用した場合
０～２歳	課税世帯（所得制限なし）	80,000円	対象外	
	非課税世帯	38,000円	42,000円	計80,000円（※４）

※１　認可保育園等の申し込みの際に取得が必要な保育の必要性の認定です。

※２　幼児教育・保育無償化の適用を受けるために必要な保育の必要性の認定です（区市町村民税非課税世帯のみ）。

※３　月額保育料と負担軽減補助金月額上限を比較していずれか低い方の額が補助上限額となります。補助対象となる月額保育料は、おやつ代や日用品費等を除く基本保育料となります。

※４　幼児教育・保育無償化制度と併用が可能となります。
その場合の負担軽減補助金は、保育料から幼児教育・保育無償化（42,000円）による給付金を差し引いた額と保育料を比較して、いずれか低い方の額を補助します。

※５　保護者が育児休業を取得されている場合、**職場に復帰されることが保育の必要性の認定要件です。**施設利用開始日、職場復帰日、補助開始月の関係は以下表のとおりです。
（補助開始月の考え方は令和８年５月以降も同様です。）

施設利用開始日	職場復帰日（注）	補助開始月
令和８年４月１日	令和８年５月１日以前	令和８年４月
	令和８年５月２日以降（６月１日まで）	令和８年５月

（注：復職後の就労証明書の提出方法や提出時期は、事前にお問い合わせください。）

【保育の必要性の認定がない児童】

クラス年齢	区市町村民税所得割額（世帯合計）※６	負担軽減補助金月額上限	世帯年収の目安（※７）
０～５歳	77,101円未満	35,000円	概ね300万円未満
	77,101円以上135,000円未満	25,000円	概ね500万円未満

※６　区市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等を適用する前の税額です。

※７　世帯年収は目安です。補助金の審査は令和８年度の区市町村民税所得割額によりおこないます。

・生活保護世帯で、保育料が収入から控除されている場合や、保護費に上乗せされている場合は補助対象外となります。

2026.10

３　補助金の申請手続き

【補助の手続きに必要な書類】（全員）

（１）江戸川区認証保育所保育料負担軽減補助金交付申請書兼支払金口座振替依頼書（第１号様式）

（２）補助金の振込先の口座情報が確認できるものの写し（通帳、キャッシュカード等）

《保育の必要性がある０歳児から２歳児クラスの児童》（該当者のみ）

○「教育・保育給付認定申請書」（非課税世帯の場合は「施設等利用給付認定申請書」）
既に認定を取得している場合は、不要です。

○**「保育の必要性の確認書類」**（※8）

・**「保育の必要性の確認書類」**は、**令和８年４月１日以降に発行されたもの**に限ります。

・保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合も変更内容が確認できる資料の提出が必要です（※８　別紙の**「保育の必要性の認定申請手続き」**を参照してください）。

なお、**保育の必要性の認定は過去に遡及して認定することができません**のでご注意ください。

《令和８年１月１日に江戸川区に住民登録がない場合》（該当者のみ）

○令和８年度の区市町村民税の課税状況が確認できる書類（課税証明書等）の写し
区市町村民税の所得割額（世帯合計）が確認できない場合は補助金の審査ができません。

【提出期限】

補助の手続きに必要な書類を、郵送または持参でご提出ください。

（１）令和８年４月30日以前に認証保育所の利用を開始した場合の提出期限：　**令和８年５月１日**

（２）令和８年５月１日以降に認証保育所の利用を開始した場合の提出期限：　**施設利用開始月の月末**

（３）保育の必要性の認定内容に変更が生じた場合（※８）の提出期限　：　**変更発生月の月末**
※８　別紙の**「保育の必要性の認定申請手続き」**を参照してください。

４　支払いまでの流れ

令和８年６月30日までに受付をした申請は、審査の上、**令和８年７月下旬頃**までに**補助金の交付決定通知**（または**不交付決定通知**）を送付します。

交付決定となった場合は、令和８年４月以降に該当となった月数分をまとめて支払い、その後は毎月月末に１か月分ずつ支払います。

また、年度途中から申請する場合も同様に、毎月月末までに受付をした申請を審査し、翌月末に支払います。

幼児教育・保育無償化制度に該当している場合は、別途「施設等利用費請求書類」の提出が必要です。

５　幼児教育・保育無償化制度

以下要件に該当する場合は、「幼児教育・保育無償化」制度が適用されます。

（１）０歳児から２歳児クラス

①要　件：区市町村民税が非課税世帯（※９）で、施設等利用給付_新３号認定を受けていること。

※９　令和８年４月から８月分までの請求は令和７年度の区市町村民税、令和８年９月から令和９年３月分までの請求は令和８年度の区市町村民税によりそれぞれ審査します。

②補助額：月額上限42,000円（保育料のみ対象）

（２）３歳児から５歳児クラス

①要　件：施設等利用給付_新２号認定を受けていること。

②補助額：月額上限37,000円（保育料のみ対象）

・保育の必要性の認定の申請方法や、請求方法の詳細は江戸川区のホームページをご参照いただくか、下記までお問い合わせください。

（区ＨＰトップページ ＞ 子育て・教育 ＞ 子育て ＞ 幼児教育・保育の無償化）

幼児教育・保育の無償化

【問い合わせ先・提出先】
〒132－8501　江戸川区中央１－４－１
子ども家庭部 子育て支援課 施設利用給付係
電話:03－5662－1012（直通）

認証保育所保育料負担軽減補助金の補助上限額の変更について（お知らせ）

令和８年 10 月分より、施設等利用給付費の上限額の見直しに伴い、区市町村民税非課税世帯の補助について下記のとおり変更を行いましたのでお知らせいたします。

記

【変更点】

１　令和８年 10 月より、施設等利用給付費（国の補助）の上限額が 42,000 円から 45,700 円に引き上げられました。
２　これに伴い、認証保育所保育料負担軽減補助金（区の独自補助）の上限額が 38,000 円から 34,300 円に変更されました。
○　**補助金の合計上限額（80,000 円）に変更はありません。**

【補助の内訳】

補助区分	令和８年９月分までの補助上限額	令和８年 10 月分からの補助上限額
認証保育所保育料負担軽減補助金（区の独自補助）	38,000 円	34,300 円
施設等利用給付費（国の補助）	42,000 円	45,700 円
合計	80,000 円	80,000 円